

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	こうちけん なはりちょう	ふりがな	かりょうごうちくかつせいかけいかく
計画主体名	高知県 奈半利町	活性化計画名	加領郷地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 7 年度 ～令和 11 年度 令和 7 年度 ～令和 8 年度	総事業費（交付金）	303,269 千円（148,207 千円）
活性化計画目標	交流人口の増加 地域産物の価値向上及び消費の拡大	事業活用活性化計画目標	・交流人口の増加 5,556 人/年 ・地域産物の販売額の増加 7,644 千円/年 ・イベントの開催回数の増加 6 回/年

計画主体 確認の日付	令和 7 年 1 月 8 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	----------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		活性化計画の目標は、交流人口の増加、地域産物の価値向上及び消費の拡大としており、本事業を実施することにより関係人口の創出や集落機能の維持につながることから、法律及び基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○		交付対象事業は、閉校を活用した体験宿泊・農産物等加工施設の整備であり、事業活用活性化計画目標は、交流人口の増加、地域産物の販売額の増加としており、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標は、交流人口の増加、地域産物の価値向上及び消費の拡大としており、事業活用活性化計画目標を交流人口の増

				加、地域産物の販売額の増加、イベントの開催回数の増加とすることは、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		第6次奈半利町総合計画では、基本施策「様々な地域の人たちとの交流の促進」において、交流人口・関係人口の拡大、また、「自然の恵みを活かした一次産業の振興」において、一次産品のブランド化を掲げており、本事業は関連施策との連携、配慮、調和等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		加領郷地区では、閉校となった旧加領郷小学校の利活用に向け、地区住民を含む加領郷小学校閉校跡施設利活用検討委員会が立ち上がり、アンケート調査や住民懇談会を開催しながら地域住民の意見を集約してきた。活性化計画及び事業実施計画は、当該検討委員会等から本事業に対する合意を得て作成している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		当該検討委員会の委員として地域の女性が参画しており、意見や提案などを取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		町の地方創生課と教育委員会が連携し事業推進にあたっている。また、地域住民からなる自主防災組織とも連携を図っている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、交流人口の増加、地域産物の販売額の増加等である。事業内容は、廃校・廃屋等改修交流施設及び地域連携販売力強化施設の整備であることから整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○		計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、事業実

				施期間は令和 7 年度から令和 8 年度の 2 年としている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		校舎の財産処分手続きが必要となるが、事業着手前には手続きを完了させる。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		交付対象事業費：296,415 千円 交付額算定交付率：50% 交付金要望額：148,207 千円 交付限度額：296,415×50%＝148,207 千円 上記より、交付要望額は交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		計画区域は、農地・山林・原野の割合は 75%（地籍データ）を占め、区域内における全就業者に対する農林漁業従事者の割合は、41%である。また、区域内に都市計画区域はなく、市街地を形成している区域はない。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		建築物については、各種関係法令及び建築基準に基づく構造とし、十分な安全性を確保する計画とする。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山	○		既存の構造が R C 造である。内装については、可能な範囲で木質

	漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			化を図る。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—		該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	○		実施設計時に実施要領別記 3 に定める基準を満たすように設計する。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	○		交付対象となる施設は、RC 造の建物であり、耐用年数は 47 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○		費用対効果分析のうち体験宿泊に係る箇所は、農山漁村振興交付金費用対効果算定要領第 2 の 3 の規定により 1.0 とみなして算定している。また、農産物等加工に係る箇所は、同要領に基づき、農林水産物販売促進効果により算定した。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		費用対効果分析による算定結果は、2.36 となっている。
	実施要領別記 3 の別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉛自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適	—		該当なし

	切に設定されているか。			
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○		改修面積 934.42 m²のうち 874.66 m² 事業メニュー：廃校・廃屋等改修交流施設 要件類別：交流対策事業 事業の内容：農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備 事業実施主体：市町村 改修面積 934 m²のうち 59.76 m² 事業メニュー：地域連携販売力強化施設 要件類別：交流対策事業 事業の内容：地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（I T 関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備 事業実施主体：市町村 以上は、実施要領に定める要件及び基準を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		事業実施主体は、奈半利町であり、個人に対する交付ではない。 また、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		計画区域内に交流拠点となる施設がないため、交流人口の実績値は本施設を開放した際の利用実績としている。また、今後の見込については、整備施設のキャパシティに体験宿泊事業等の見込数を目標として定めている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえている	○		近隣に類似の廃校活用施設はない。

	か。			
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		利用対象者については、主に高知市を想定しているが、関西圏及び中四国もターゲットとしている。また、利用時期については、通年利用可能な施設を予定している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		奈半利町内には、マリンアクティビティ施設や古い町並み等があり、当該施設から自動車で10分程の距離にある。また、農業や漁業など各種体験先となる事業所ともつながるため、有機的な連携が図れる。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		地域産物の販売については、配送可能な距離にある直販所を販路の中心として計画している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		施設の利活用検討段階から地域住民等の女性の意見と取り入れている。また、運営のなかで、体験宿泊事業は女性の参加も見込まれることから、スタッフについても女性が必要と考えており、女性の積極的な参画を見込んでいる。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		既存施設と同程度の規模とし、必要最小限の積算としている。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		建設・整備コストについては、実施設計時に土木部署と連携を図り調査・確認を行う予定。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○		付帯施設については、汎用性が高いものについては対象外とするなど適正に計画している。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		該当なし
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、元々小学校であったこともあり利便性の良い立地である。また、見晴らしの良い場所でもあり集客も期待できる。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		施設用地は、町所有であり確保できている。

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	○		実施要領別記3第5(19)に沿った施設整備を行うが、新型コロナウイルス感染症の流行以来、感染症対策としてなるべく小さい単位(2名以上)での宿泊が可能となるように整備したい。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)。	○		整備する施設の延べ床面積は、934.42㎡を予定しており、1,500㎡以内となる。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)。	○		【廃校・廃屋等改修交流施設】体験宿泊施設 施設の上限事業費 278,985千円(874.66㎡×290千円+付帯施設25,334千円)×1/2=139,492千円で算出している。 【地域連携販売力強化施設】農産物等加工施設 施設の上限事業費 17,330千円(59.76㎡×290千円)×1/2=8,665千円で算出している。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		地域連携販売力強化施設については、地域内外の直販所等と連携を図るとともに、体験宿泊で施設を訪れた方々への食事での提供

				などを通じて地域内外の利用者の交流へつなげる。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		地域の農産物等を使用した加工品の開発・販売を実施することで、地域産物の価値を高め、ブランド化を進めるために必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		年間を通じて運営する施設であり、継続的な雇用と所得の安定が期待できる施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		地域の農産物等を使用した加工品の開発・販売を予定している。また、体験宿泊事業と合わせて実施する事業となる予定のため、女性の参画は必須である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		過疎債の活用を計画しており、財政担当課において適正な調達と償還を計画している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		施設整備地への距離が近いことや、現場に関する知識等を有していること。また、確実な履行が期待できることや地元の活性化にも寄与することが期待できるため、地元企業を中心に指名競争入札を行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		本町の公共施設等総合管理計画により検討されている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		中小企業診断士による診断を受け、妥当なものであると診断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	○		重複申請なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		交流人口の増加及び地域産物の価値向上を目的とした施設であり、生産振興を主たる目的としない。

2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		該当なし
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		奈半利町まち・ひと・しごと創生推進計画（地域再生計画）に基本目標として「にぎわう（関係人口づくりから移住への新しい人の流れをつくる）」を掲げ、交流人口の拡大から関係人口づくりに関する事業を推進している。合わせて、「かせぐ（地産外商により安定した雇用・産業を育成する事業）」を掲げ、人材の確保育成、地産の強化や奈半利ブランドの確立・外商の強化に関する事業を推進している。本交付事業により施設が整備されることで、町内外の交流が進み、交流人口・関係人口の増加が期待できる。また、雇用の創出に伴い人口減少の抑制が期待できる。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。